

働き方の特徴に合わせた 「芸術家を支える仕組み」

芸術家のセーフティネットの構築に関する調査研究報告書

2026年3月

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 [芸団協]



GEIDANKYO

CONTENTS

なぜ今、「芸術家を支える仕組み」なのか?.....3

芸術家の意識と働き方の特徴.....4

いまだ癒えないコロナ禍の影響.....6

組織や団体に求める役割.....8

諸外国の調査研究から見えた、業界全体で
芸術家を支える仕組み.....10

日本実演芸術福祉財団の創設
—そして「芸術家を支える仕組み」を文化芸術界全体へ.....12

芸術家のセーフティネットの構築に関する調査研究事業.....16

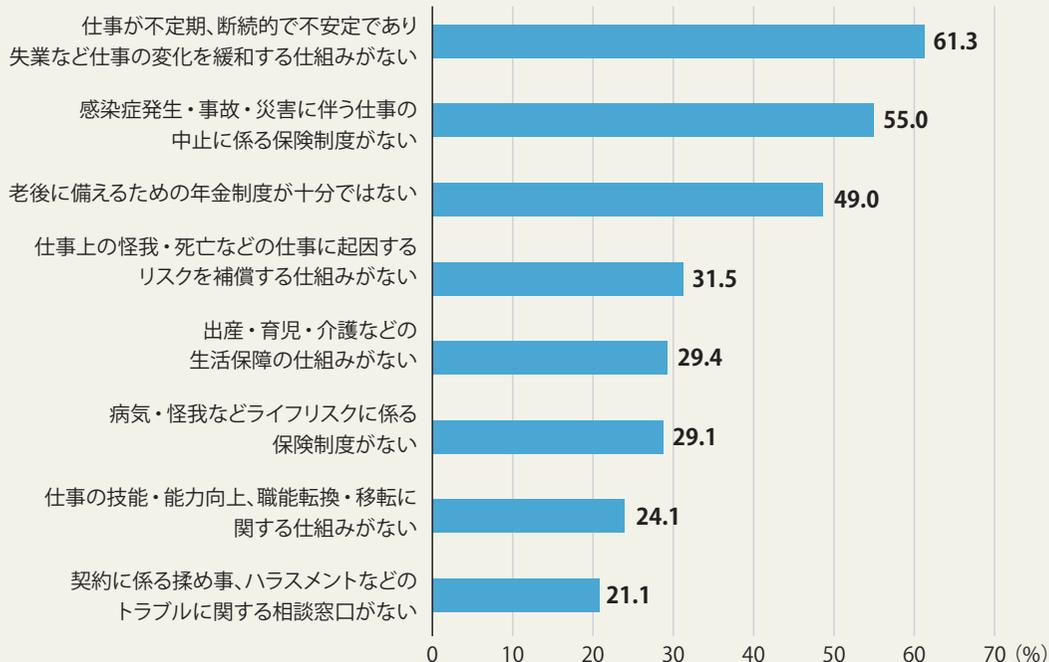
なぜ今、「芸術家を支える仕組み」なのか？

2020年、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、文化イベントの自粛要請や緊急事態宣言が発出され、文化芸術活動は中止や制限を余儀なくされました。これにより、文化芸術の担い手である芸術家や実演家の収入は激減しましたが、何ら補償が受けられる仕組みはなく、その生活基盤の脆弱性が浮き彫りになりました。

文化芸術関係24団体で構成される文化芸術推進フォーラム（事務局：芸団協）は、コロナ禍での喫緊の課題等を把握するため、独立行政法人日本芸術文化振興会とともに、文化庁「文化芸術活動の継続支援事業」交付決定者を対象にアンケート調査を行いました（「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関するアンケート調査」）。そのうち、文化芸術活動を続ける上で感じている課題には、社会保障に関して多くの回答を得ました（**グラフ1**）。これを受けて、文化芸術推進フォーラムは2021年に、「芸術家等が安心して仕事に取り組める、業界全体が支える公的な共済制度の創設」を要望しています。

なお、2023年3月に閣議決定された文化芸術推進基本計画（第2期）には、計画期間中（2023年度～2027年度）に取り組むべき重要施策の一つとして、「芸術家等が個人事業主等として事業を継続し、専念して活動ができる仕組みの検討」が盛りこまれるなど、芸術家が安心、安全に仕事を続けるためのセーフティネット構築は、文化政策上の重要課題にもなっています。

グラフ1 文化芸術活動を続ける上での課題（複数回答）



出典：「新型コロナウイルス感染拡大の影響に関するアンケート調査」(文化芸術推進フォーラム、日本芸術文化振興会、2021年)

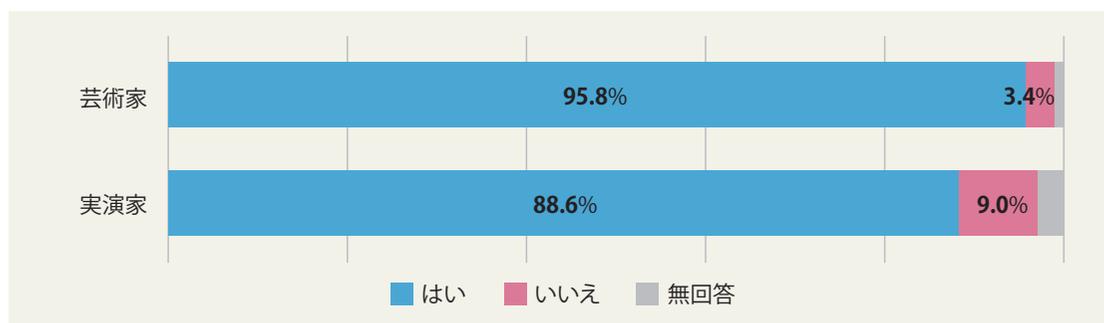
芸術家の意識と働き方の特徴

2025年3月、芸団協は、芸術家の働き方と社会保障の実態を把握するため、映画・テレビ、音楽、美術の著作者（以下「芸術家」）を対象に「芸術活動及び社会保障に関するアンケート」調査を実施しました（協力：協同組合日本映画監督協会、日本音楽作家団体協議会、一般社団法人日本音楽著作権協会、一般社団法人日本美術家連盟）。その上で、芸団協が5年ごとに実施している「芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査」（以下「実態調査」）の最新調査結果（第11回、2025年）¹⁾との比較分析及びヒアリング調査を行いました（以下、出典の記述がないグラフは以上二つの調査結果）。

二つの調査結果からは、芸術家や実演家の多くが、自分の仕事に誇りを持ち、今後も継続していきたいと思っていることが確認されました（**グラフ2、3**）。しかし、国勢調査で1980年から84年生まれの実演家数の推移を見てみると、20代後半には増加するものの、30代に入ると減少し、その後の変動は少なくなっています（**グラフ4**）。第11回実態調査によれば、実演家が実演芸術活動を始めてから報酬を得られるようになるまでの年数は、平均10.1年です（芸術家は平均9.9年）。熱意と継続の意志を持ちつつこの世界に入るものの、30代までに実演芸術活動や生活の基盤が定まらない人は、実演家としての活動を諦めてしまうと思われます。

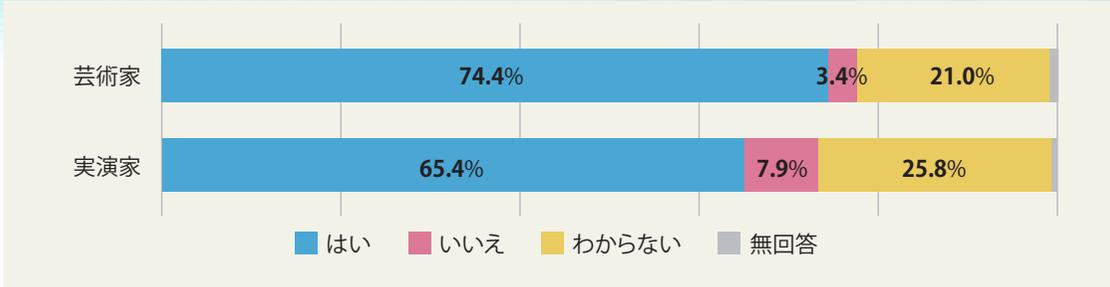
「10年後は今の仕事を継続していないかもしれないと思う理由」には、年齢（芸術家76.6%、実演家58.8%）、体力（芸術家54.7%、実演家45.5%）に続き、収入の低さ、不安定さ（芸術家31.3%、実演家43.5%）が挙げられています。年収の分布をみても、給与所得者（一般勤労者）に比べて収入の低い人が多いことがわかります（**グラフ5**）。続けられない理由の2番目に体力が挙げられていることは、1日に複数の現場があったり、業務も多岐にわたるなど、身体が資本の芸術活動の特徴でしょう。また、依頼される仕事と、自主的な創作や稽古等を並行することも多く、芸術活動で身を立てていくためには、体力、精神力、そして強固な活動継続の意志が必要となります。

グラフ2 仕事に誇りを持っている

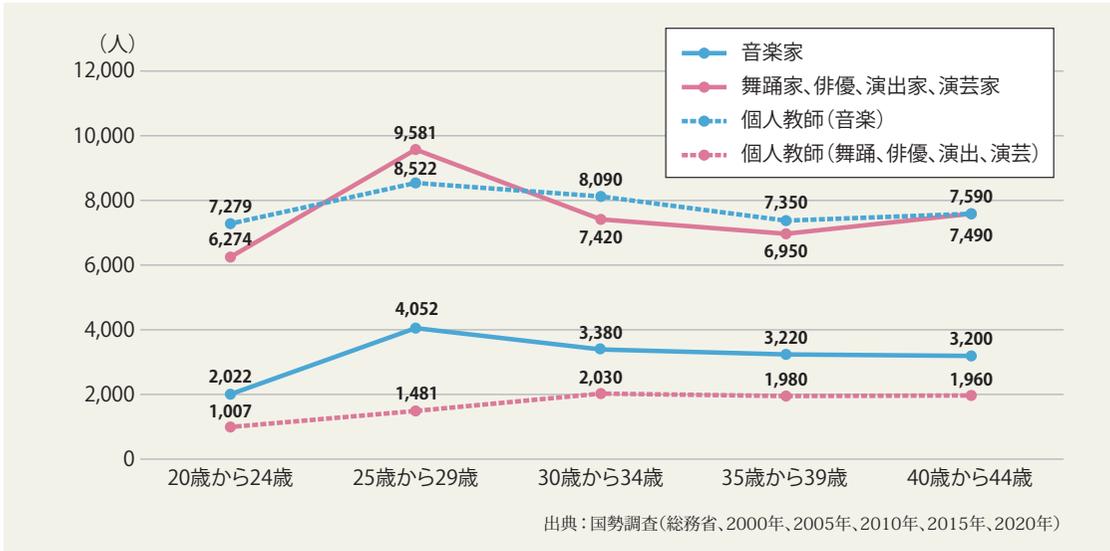


1) https://geidankyo.or.jp/img/research/11th-jittachousa_prereport_performer

グラフ3 10年後もこの仕事を続けたい



グラフ4 1980年～1984年生まれの実演家数の推移



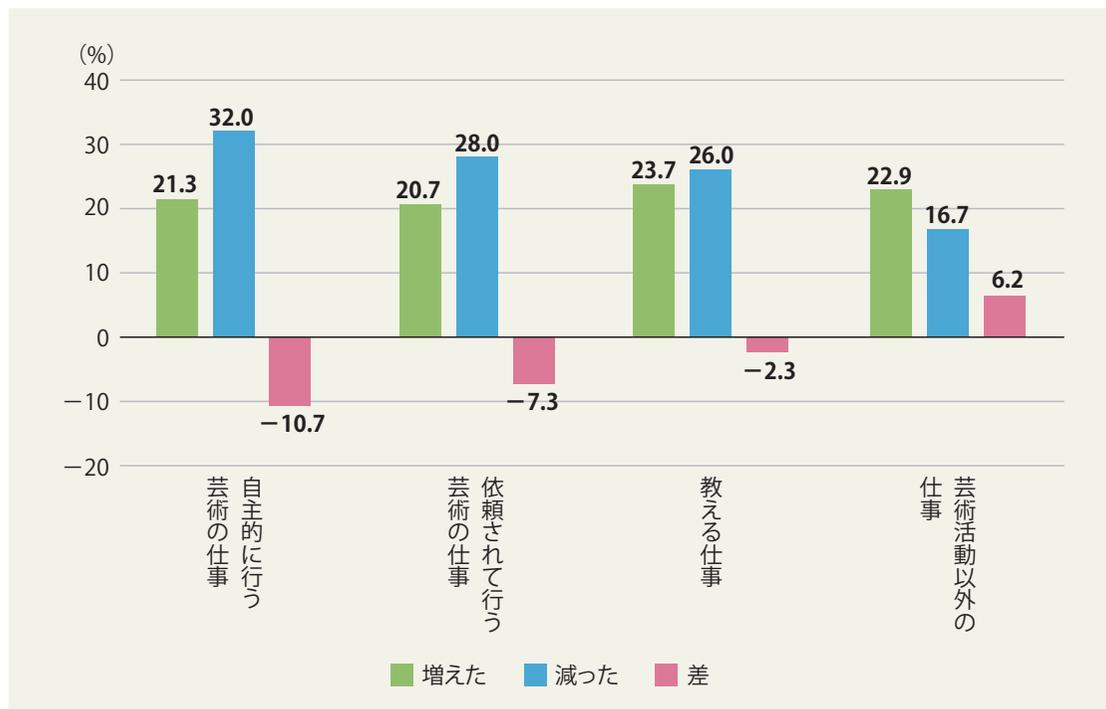
グラフ5 年収分布の比較



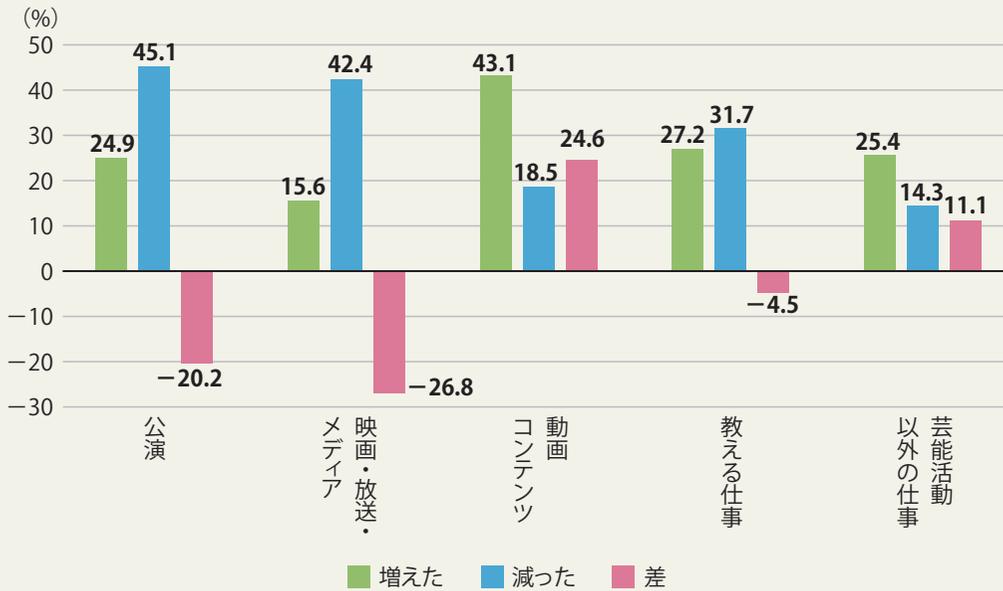
いまだ癒えないコロナ禍の影響

新型コロナウイルス感染症拡大は、平時でさえ断続的かつ低収入の芸術家や実演家の仕事に、大きな打撃を与えました。2023年5月に新型コロナウイルスは「5類感染症」に移行し、コロナ禍での文化イベント制限等に係る政府指針は廃止されました。それから2年経ったにも関わらず、両アンケート結果からは、依然として仕事量がコロナ禍前と同等には戻っておらず、芸術以外の仕事と並行して生活を成り立たせている状況がうかがえます（[グラフ6-1](#)、[6-2](#)）。オンライン配信や海外からの反響が広がったという明るい側面がありつつ、芸術の担い手、観客等の受け手、さらには次世代を担う若手の減少も続き、おおよそ3人に1人が、仕事や収入の変動が大きい上に補償のない不安定な立場であることを痛感しています（[グラフ7](#)）。

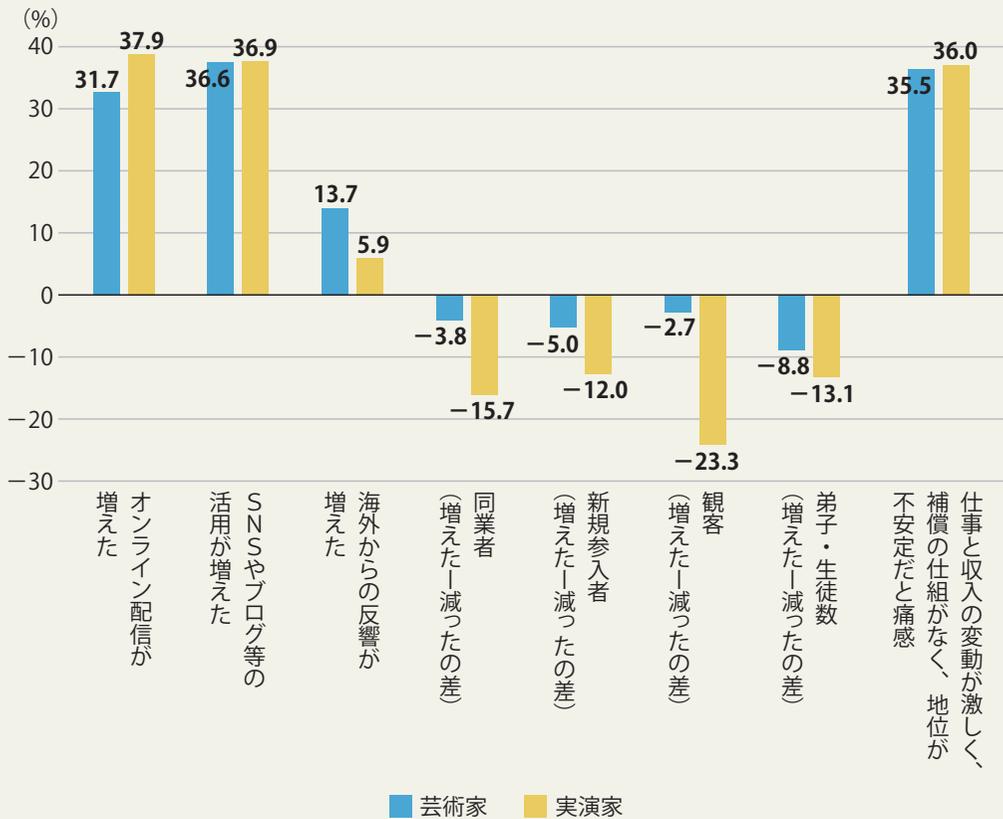
グラフ6-1 2019年（コロナ禍前）との仕事量の比較 —芸術家—



グラフ6-2 2019年（コロナ禍前）との仕事量の比較 —実演家—



グラフ7 2020年以降の仕事の変化



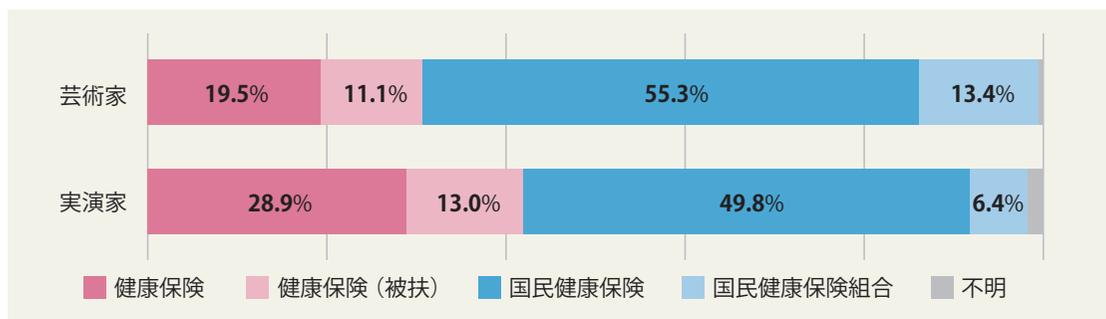
組織や団体に求める役割

仕事や収入の変動が大きい上に、補償のない不安定な立場となる要因の一つとして、個人事業者（フリーランス）が多いことが考えられます。社会保険の加入状況から、実演家と同様、あるいはそれ以上に、個人事業者として活動する芸術家が多いことがわかります（グラフ8、9）。

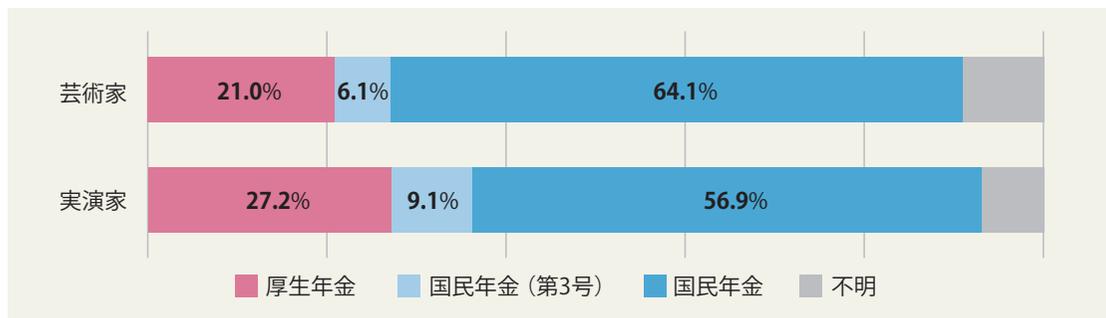
映画、音楽（作詞・作曲等の著作）、美術分野は、実演家とはまた違った状況もあります。1960～70年代のような、映画会社での映画スタッフの雇用や、レコード会社の専属作家契約は終焉を迎え、現代美術を中心に公募団体に属さない美術家が増えていて、いずれの分野もプロになるための明確な道筋が示せない状況にあります。とくに美術分野は、集団で表現活動を行うことが多い実演家に比べ、団体に属さず、個人で活動する割合が高いことがわかります（グラフ10）。

そのためか、実演家以上に、協会や連盟等の会員組織や職能団体に対して、相談窓口やネットワーク構築、技能研鑽、そして仕事環境改善の政策提言やセーフティネット構築の役割を期待する声が大きくなっています（グラフ11）。

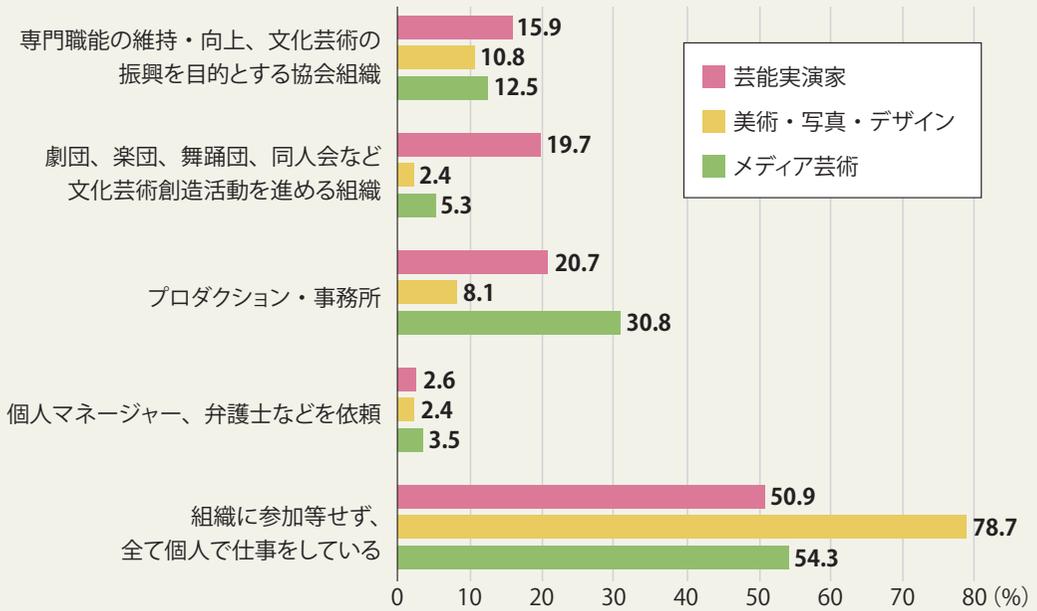
グラフ8 医療保険の加入状況



グラフ9 年金の加入状況

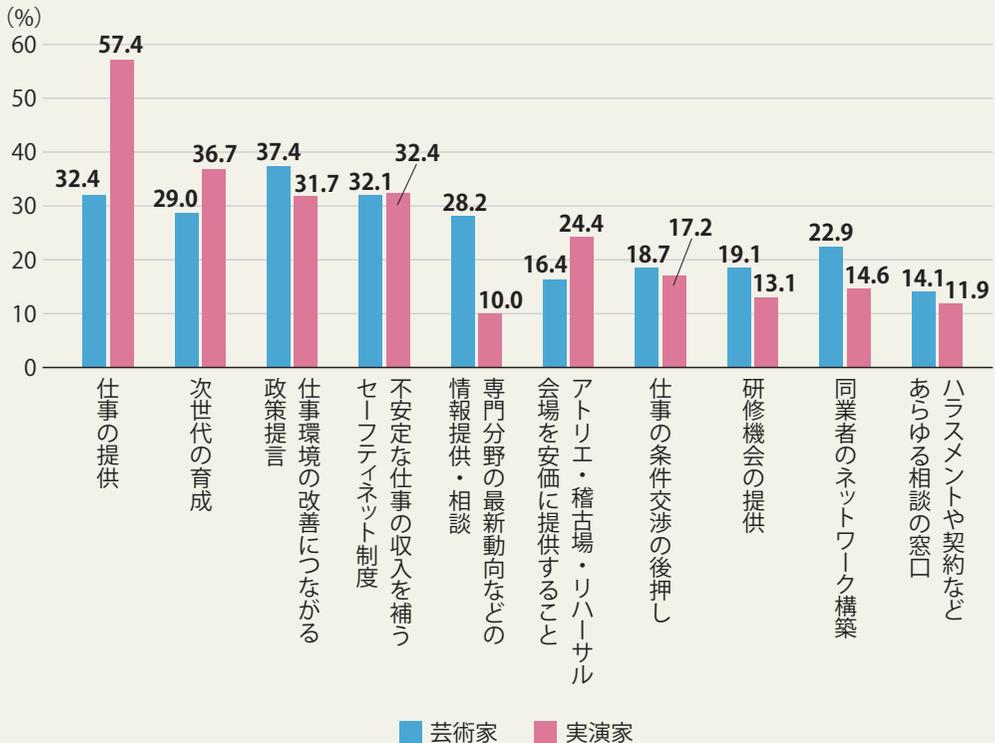


グラフ10 組織への所属



出典：「芸術家等のセーフティネットに関する2万人アンケート」(文化芸術推進フォーラム、日本芸術文化振興会、2023年)

グラフ11 会員組織や職能団体に期待する役割（3つまで選択）



諸外国の調査研究から見た、業界全体で 芸術家を支える仕組み

芸団協は、2022年に外部有識者からなる「芸術家の社会保障等に関する研究会」を設置し、これまでにフランス、ドイツ、韓国、アメリカの調査研究を行いました。

個人事業者よりも、労働者、被用者（雇用されている者）への保護が手厚い社会保険制度で

	フランス	ドイツ
対象となる 芸術家等	<p>芸術家・著作者：社会保障制度上は被用者扱い（労災保険・失業保険は対象外）</p> <p>実演家：実演家の協力を有償で確保する契約を労働契約と推定する条項を規定 →契約対象の実演家は、一般被用者向けの社会保障制度が適用</p>	<p>商業的規模で長期的に自営業として活動しており、有償契約による年収が3,900€以上の芸術家・文筆家及びそれらの分野の教授者は芸術家社会保険（医療、介護、法定年金）に強制加入</p>
医療・年金 保険料の 軽減措置	<p>芸術家・著作者：被用者扱いで、使用者負担相当分を作品利用者や販売者（流通者）が負担。保険料通減率を適用</p> <p>実演家：保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70%</p>	<p>芸術家等の保険料負担は50%。残りは国（20%）、市場に出す者（30%）が負担</p>
労災保険	<p>実演家のみ。保険料は労使で負担。労使ともに保険料負担率が一般被用者の70%</p>	<p>職能団体を通じた任意加入（加入者が保険料を全額負担）</p>
失業保険	<p>労働協約により実演家・技術者を対象とした、前年度の実績を基礎に仕事のない期間を補償する制度（アンテルミタン）あり</p>	<p>芸術家特有の制度はないが、週15時間以上の自営業を営む者は任意加入</p>

ある点は万国共通ですが、どの国でも個人事業者である芸術家を、被用者の社会保険につなげる工夫をしていることがわかりました。フランスとアメリカは、法律で芸術家を労働者と推定する規定を定め、ドイツでは、一定以上の収入の芸術家を強制加入させる保険組合を創設し、韓国では芸術家福祉事業を行う公的機関を設立しています。4か国では共通して、複数の依頼主から断続的に仕事を受けるという芸術家の働き方の特徴を踏まえて、仕事の発注側になる者が協力し、業界全体で芸術家を支える仕組みを構築していることがわかりました。とりわけ、個人事業者であれば全額自己負担となる社会保険料を、使用者全体で、あるいは国が一部を抛出して、芸術家個人の負担の軽減を図っています。

韓国	アメリカ
<p>芸術家福祉財団による福祉事業の対象となるには、<u>芸術活動証明</u>[*]を申請・完了させる必要がある</p> <p>※芸術活動証明（一般）： 芸術活動実績や芸術活動収入等に基づき、各分野の専門家で構成された審議委員会で審査</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>芸能実演家は、労働組合を結成できる「被用者」と認められる場合が多い</u> ・使用者、使用者団体と団体交渉を行うことのできる労働組合は、ただ一つ。労働組合が交渉・実現した労働条件は、非組合員にも適用される
<ul style="list-style-type: none"> ・標準契約書による契約締結：芸術家・事業者双方の契約期間中の<u>国民年金保険料支援（40%）</u> ・標準契約の教育履修：芸術家の国民年金保険料支援（50%、最大6か月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数使用者年金制度を活用し、労働組合と使用者団体が年金保険などの基金を共同運営。<u>年金保険基金は、使用者が全額抛出</u> ・労働協約に基づき、仕事に従事した週数や賃金額により、受給資格を得る
<p>中小企業主として任意加入（加入者が保険料を全額負担）。芸術家福祉財団が、<u>芸術活動証明を完了している芸術家に対し、保険料の50%支援</u></p>	<p>NY州法では、芸能実演家を原則として被用者とみなすと特別規定し、<u>保険給付の対象</u>に。労働協約で、契約期間中、実演家の労災保険加入等を使用者に義務付ける。<u>使用者が保険料を全額負担</u></p>
<p>芸術家も雇用保険の対象。<u>保険料は、芸術家と契約を締結した事業主と、芸術家で折半</u>。月平均報酬260万₩未満の芸術家に対し、<u>保険料支援</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NY州法では、芸能実演家を原則として被用者とみなすと特別規定し、<u>保険給付の対象</u>に。労働協約で、契約期間中、実演家の失業保険加入等を使用者に義務付ける ・大半の州で使用者が保険料を全額負担

出典：芸術家の社会保障等に関する研究会『芸術家の社会保障に関する研究』（芸団協、2023年）、アメリカにおける芸術家の社会保障等に関する研究会『アメリカ実演家の社会保障・互助制度の調査研究』（芸団協、2025年）

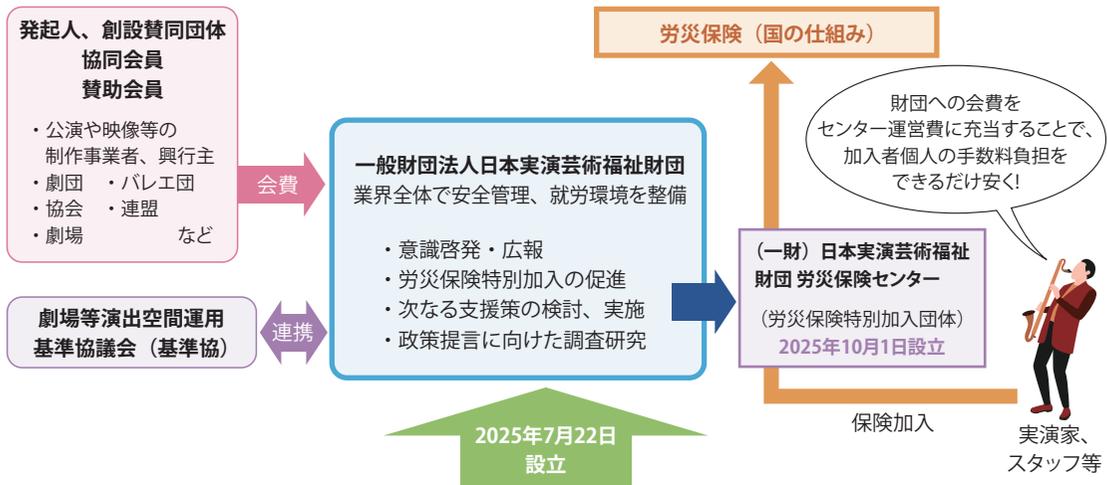
日本実演芸術福祉財団の創設

—そして「芸術家を支える仕組み」を文化芸術界全体へ

2024年4月、芸団協は、コロナ禍で明らかになった課題を文化芸術界の未来に生かし、若手も参入しやすい魅力ある現場とするための第一歩として、豊かな芸術創造の環境を業界全体で支える「芸術家のための互助の仕組み」を提案しました²⁾。

そして、これを具体化すべく、2025年7月、関係団体とともに、一般財団法人日本実演芸術福祉財団³⁾を創設。同年10月に労災保険センターを設置し、個人事業者の実演家、スタッフ等（芸能関係作業従事者）を対象とした労災保険特別加入業務を開始しています（図1）。

図1 日本実演芸術福祉財団の具体的構造



〈設立発起人〉



〈創設賛同団体〉



2) https://geidankyo.or.jp/img/safety/safetynet_202404suggestion.pdf

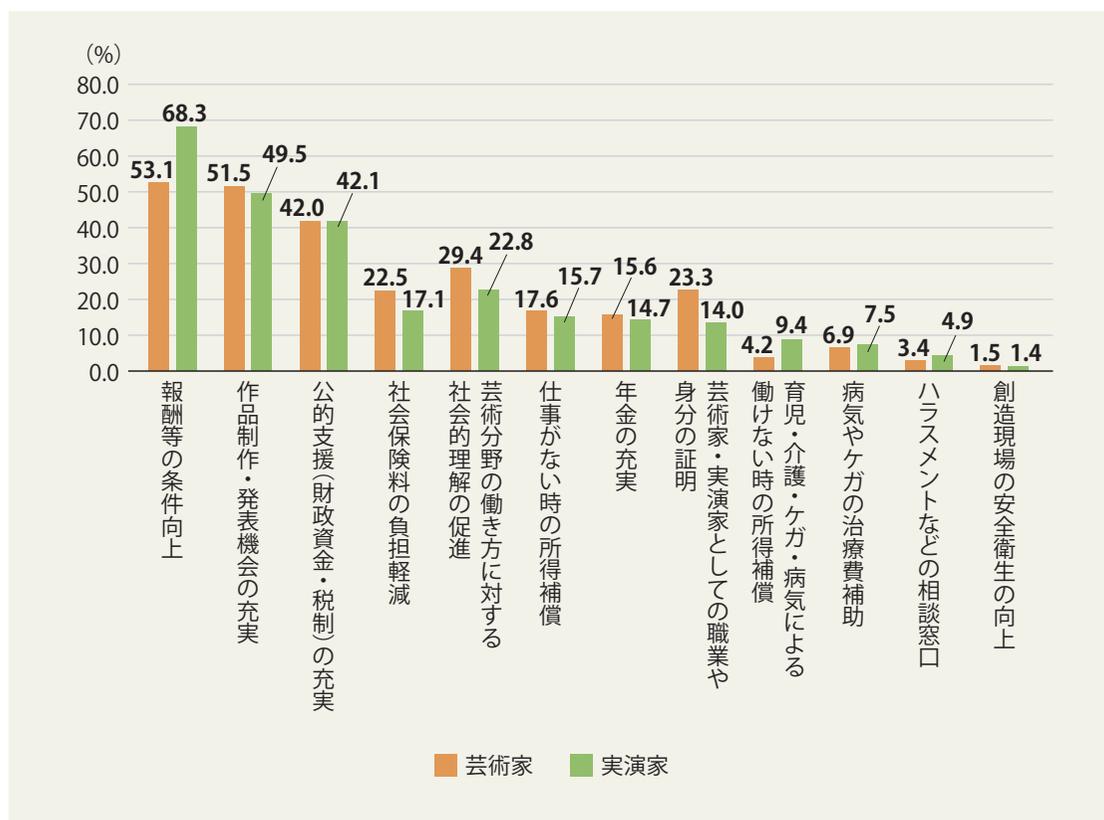
3) <https://jpawf.or.jp/>

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」は、日本国内の働き方の多様化を鑑み、個人事業者が安定的に仕事に従事できる環境を整備するために、2024年11月に施行されました。2021年から個人事業者である実演家、スタッフが労災保険に特別加入できるようになったのも、この流れの一つと捉えることができます。

しかし、自ら作品をつくり、様々なルートで販売をする多くの美術家は、仕事の委託を受ける特定受託事業者には当てはまらない働き方をしています。音楽家も同様ですが、美術家よりも販路・作品の発表方法が多様です。映画・テレビ業界は、一定期間を協働しますが、全体的に拘束時間が長く、作品の最初から最後まで責任を持つ監督の報酬は作品完成後の支払いになるなど不確定で、場合によっては想定より低くなることもあります。映画・テレビ業界は、実演芸術と同様に集団で制作することの多い芸術分野ですが、多くはフリーランスの作品ごとの集まりであり、実演家のように特定の団体に所属して継続的に活動することはありません。

こうした仕事や、創作の仕方に違いがあるために、それぞれが求める事項の優先順位は異なりますが、収入や資金、そして万への保障を充実させることが、芸術活動に専念する上で必要なことに変わりはありません（[グラフ12](#)）。

グラフ12 安心して芸術活動に取り組むために必要なこと（3つまで選択）



「芸術分野の働き方に対する社会的理解の促進」や「芸術家・実演家としての職業や身分の証明」が求められていることも見逃せません。

1982年にユネスコ総会で承認された「芸術家の地位に関する勧告」では、芸術家を、「芸術作品を創造し、表現し又は改造を行い、その芸術的創造を自己の生活の本質的部分とみなし、これを通じ芸術と文化の発展に貢献し、かつ、雇用関係や団体関係があると否とを問わず、芸術家として認知され、又は認知されることを希望するすべての者」と定義しています。そして、芸術家の地位を「芸術家が社会において果たすことを期待されている役割の重要性に基づき、芸術家に払われる敬意を意味し、他方では、芸術家が享受すべき自由及び諸権利（精神的、経済的及び社会的権利を含む。）特に収入及び社会保障に関する諸権利の認知を意味する」としています。

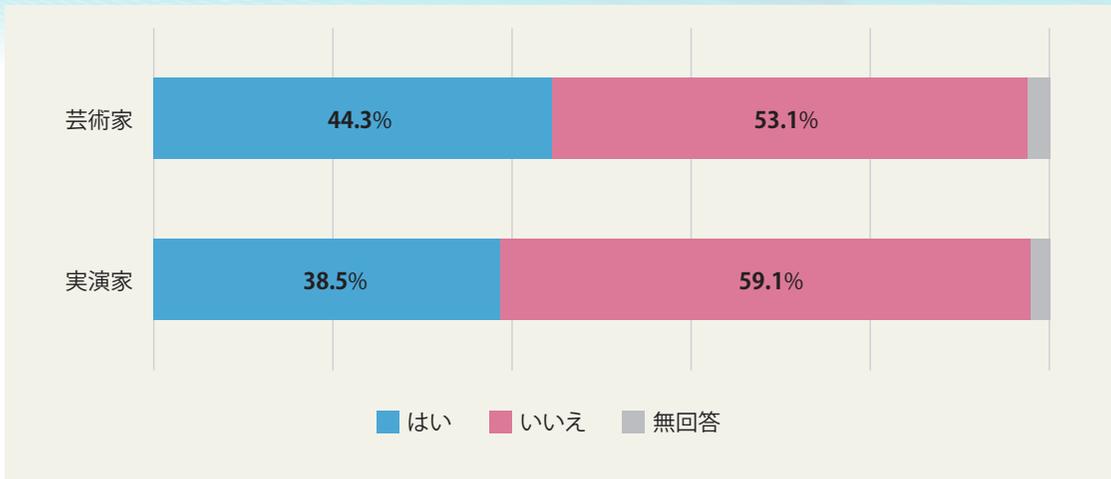
政府は、2024年6月に公表した「新たなクールジャパン戦略」において、日本のコンテンツ産業を基幹産業に位置付けた上で、同産業の海外市場規模を2033年までに20兆円にすることを宣言しました。一方で、その担い手である芸術家及び実演家は、自分の分野の今後の発展に否定的な見方をしています（[グラフ13](#)）。芸術家もたらず経済的価値だけでなく、社会的価値も踏まえ、芸術家が誇りを持って活動していくための基盤を、業界全体で構築していくことが、今、必要でしょう。その一つとして、日本実演芸術福祉財団のような「芸術家を支える仕組み」を、各分野の特性を踏まえつつ、拡張していくことも求められています（[グラフ14](#)）。

2025年12月に実施した「芸術家のための社会保障シンポジウム」では、アメリカでは、民間基金がエンターテインメントに従事する人々のために様々な支援をしているとの講演がありました。キャリアの始まりから人生の最終段階まで、健康・メンタルヘルス、キャリア支援、住宅支援など、多岐にわたるサポートの仕組みが設けられており、生涯にわたって尊厳ある生活を送るための支援が行われています。この基金が寄付金によって成り立っていることは、エンターテインメントを享受する側も含め、まさに社会全体で業界に携わる人々を支える仕組みになっているということです。

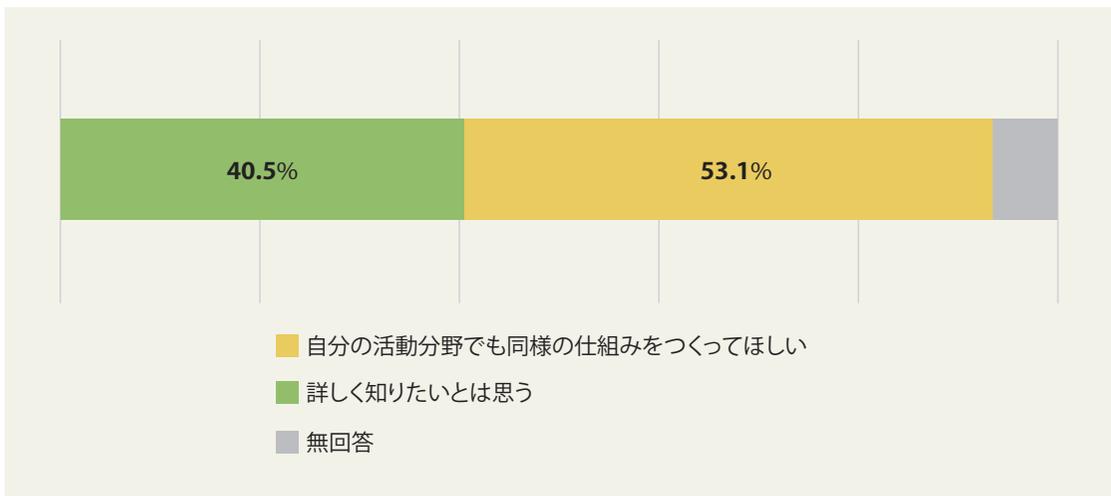
また、日本国内においても、コロナ禍を経て、集団としての活動を継続するためには、俳優やダンサー、スタッフらが公私ともに安定することが重要との認識が広がっており、独自の支援制度を設けている劇団もあります。実演芸術では、稽古や本番でのケガの不安も尽きず、労災保険特別加入制度の認知向上も課題であることが示されました。実演家、とくにダンサーにとっては、セカンドキャリアの問題もあります。並々ならぬ研鑽を重ねて表現者として舞台に立つ、その次のステップへの支援を期待する声もあります。映画界では、日本映画制作適正化機構（映適）がガイドラインを作成し、拘束時間の上限を取り決めたり、契約書作成の重要性などの普及に努め、安全に映画制作を行うための現場環境の改善に取り組んでいます。

実演芸術分野のみならず、こうした現状を把握し、課題や問題意識を捉えることは、文化芸術分野全体の発展のために不可欠です。芸団協、日本実演芸術福祉財団の両面から、引き続き芸術家のための社会保障について研究を深めるとともに、課題の解決に向けた具体的な取組を提案していきたいと思えます。

グラフ13 自分の分野は発展する



グラフ14 「芸術家のための互助プラットフォーム」について



芸術家のセーフティネットの構築に関する 調査研究事業

(敬称略。役職は事業実施当時)

2024年

4月 「『芸術家のための互助の仕組み』をつくろう」特設ウェブページ公開
「芸術家のための互助の仕組みに関する中間提言」を公表

5月 芸団協セミナー「俳優の仕事と社会保障を語る～ブロードウェイ俳優、米
国俳優協会会員を迎えて～」開催



聞き手：大滝寛（俳優） ゲスト：由水南（俳優）

6月 「アメリカにおける芸術家の社会保障等に関する研究会」設置

7月 文化経済学会〈日本〉2024研究大会で企画セッション「日本の芸術家
のためのセーフティネット構築について考える」実施

8月 現地ヒアリングの実施

11月 芸団協セミナー「韓国の文化芸術政策における芸術家福祉の意味と役割」開催



進行：関鎮京（北海道教育大学岩見校准教授）
ゲスト：チョン・チョル（韓国芸術家福祉財団経営本部長）

2025年

1月 「芸術家のための互助の仕組み」PT設置、互助プラットフォームの具体的な検討を開始

3月 第11回「芸能実演家・スタッフの活動と生活実態調査」アンケート実施

アンケート実施時期	2025年3月1日～4月1日
調査方法	インターネットアンケート
回答者数	実演家 1,424 スタッフ 533

「芸術活動及び社会保障に関するアンケート」実施

アンケート実施時期	2025年3月1日～3月31日
調査方法	インターネットアンケート
回答者数	262名（内訳：美術系177、映画・テレビ系27、脚本・音楽著作32）

6月 「アメリカ実演家の社会保障・互助制度の調査研究」報告書公表



12月 「芸術家のための社会保障シンポジウム ―今、文化芸術の担い手が求めるセーフティネットとは―」 開催



第一部ゲスト：バーバラ・S・ディヴィス（エンターテインメント・コミュニティ・ファンド最高執行責任者）

第二部進行：秋野有紀（早稲田大学教授）

ゲスト：吉田智誉樹（四季株式会社代表取締役）
三木雄馬（谷桃子バレエ団プリンシパル）
田崎竜太（映画監督）

2026年

2月 「芸術家のための社会保障シンポジウム」アーカイブ動画公開（～3月末日）

3月 「芸術活動及び社会保障に関するアンケート」及び第11回実態調査意見交換会実施

働き方の特徴に合わせた「芸術家を支える仕組み」 芸術家のセーフティネットの構築に関する調査研究報告書

発行日：2026年3月31日

発行者：公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 [芸団協]
〒163-1466 東京都新宿区西新宿3-20-2
東京オペラシティタワー11階

TEL：03-5353-6600（代表）

<https://geidankyo.or.jp/>



本事業は、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 (SARTRAS) の
共通目的基金の助成を受け、実施されました





GEIDANKYO